

報告 第 1 0 号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月16日提出

摂津市長 嶋野 浩一朗

専 決 第 6 号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和7年12月4日専決

摂津市長 嶋野 浩一朗

1 事 故 名 普通ごみ収集中による誤収集事故

2 事 故 発 生 状 況 令和7年9月23日（火）午前9時20分頃、摂津市鳥飼野々一丁目27番地内、個人宅集積場付近において、普通ごみを収集した際、相手方の所有物である肘付高座椅子を誤って収集し損壊させたもの。

3 損 害 賠 償 の 相 手 方 摂津市在住の者

4 損 害 賠 償 の 額 14,800円

5 過 失 割 合 本市 100% 相手方 0%